

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合 するものである こと	意義及び目標に関する事項	掛川市中心市街地において、 その1：「様々な人が訪れ、多くの人が暮らす」まち その2：「掛川らしい魅力あふれる店がある」まち その3：「市民が協力参加し、自ら活動する」まち を中心市街地のめざす姿としていることを記載している（1. [6] 掛川市中心市街地活性化基本方針参照）。
	認定の手續	当基本計画の内容については、掛川市中心市街地活性化協議会と協議を行っており、平成19年11月27日付けで答申を受けている（9. [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項参照）。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	中心市街地の位置及び区域は、中心市街地の各要件を満たしている（2. [3] 中心市街地要件に適合していることの説明参照）
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	市町村の推進体制、中心市街地活性化協議会との関係、客観的現状分析等及び様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整について、十分取り組んでいる（9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進参照）。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	掛川市の各種計画において、コンパクトなまちづくりの考え方を基本に、中心市街地における都市機能の集積等に取り組むことが明確となっている（10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項参照）。
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	個別事業に関しては、関係者、行政が一体となって事業を推進することになっている。

基 準	項 目	説 明
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	目標に掲げる公共交通の利便性の向上、賑わい拠点の創出、まちなか居住の推進の達成に必要な事業を、4から8において記載している。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	記載している各事業の実施が、数値目標の達成に寄与することを合理的に説明している。(3. 中心市街地の活性化の目標参照)
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4から8に実施主体を記載。
	事業の実施スケジュールが明確であること	4から8にスケジュールを記載。